

2017年度 離島対策等支援事業 活動計画（案）

1. 離島対策支援事業

1) 個別課題への対応

個別に課題を特定した14市町村について、以下の対応を実施する。

(1) 2016年度に課題対応済みの9市町村への対応

奄美4市町村及び徳之島3町

一部の関連事業者の使用済自動車等が滞留しており、関連事業者の保管状況の改善等の指導を依頼したため、関連事業者の移動報告状況や申請実績を確認し滞留の改善等の状況を把握するとともに、鹿児島県及び市町村担当者と情報共有を図り、課題があれば対応を検討する。

五島市

住民の事業認知等に課題があり、市の広報誌等を活用した住民周知を提案したため、引き続き周知の検討・実施状況を確認し、課題があれば支援する。

佐渡市

一部の本土事業者の申請が遅延しており、当該事業者による事業の活用促進及び申請期間の遵守を指導したため、引き続き当該事業者の申請状況を注視するとともに改善が見られなければ遵守を徹底するよう市を通じて指導する。

(2) 事業が安定していない5町村への対応

与那国町、粟国村、伊平屋村、伊是名村、北大東村

2016年度に経過観察した結果、未だ申請実績が安定しないため、担当者及び申請者への申請期限等の遵守を徹底し、事業の安定化を図る。

2) 大・中規模離島における流通状況等の確認

関連事業者を中心とする事業の運用が定着し、比較的安定した申請実績がある大・中規模離島の解体業者や破砕業者を訪問のうえ、保管・処理状況等の確認、島内の使用済自動車等の流通状況等の情報収集を行い、課題の有無を確認する。

3) 小規模離島における流通状況等の確認

住民が自ら申請する運用のため、事業が十分に定着していないと思われる小規模離島を訪問し、自治会等の代表者との面談等を通じ、島内の使用済自動車等の流通状況や住民の事業認知度等の情報収集を行い、課題がある場合は住民にとって効果的な対応を検討・実施する。

4) 事業認知度の維持・向上

事業周知チラシ・ポスターについて、引き続き市町村からの要望に応じて配布し、市町村の周知活動を支援することで事業認知度の維持・向上を図る。

5) 申請書受付時の証憑確認

市町村において適切に受付支払業務が実施されていることを確認するため、これまでも実施している申請書受付時の証憑確認を四半期ごとに5市町村ずつ計20市町村を抽出し、実施する。

2. 不法投棄等対策支援事業

1) 不法投棄・不適正保管事案に関する詳細な調査と対策案の検討・提案

50台以上の不法投棄・不適正保管事案に加え、10台以上の事案についてサンプルで現場調査を実施し、自治体ニーズに応じた対策案立案のためのヒアリングを実施のうえ、課題の整理・類型化を実施する。その結果を基に対策案を検討し、自治体に提案する。

2) 不法投棄・不適正保管事案解消のための知見の提供

2016年度から実施している使用済自動車の不法投棄対策等の推進について、市町村の廃棄物担当者に向けた説明会の実施要否を47都道府県に確認のうえ、要請に応じて説明会を実施し、使用済自動車の不法投棄等の未然防止に資する理解普及を図る。

また、不法投棄・不適正保管を所管する自治体担当者への自動車リサイクルに関する総合的な知見の提供を関係者（主務官庁、他部署、他法人）と協力して実施する。

3) 自動車の不法投棄等に関する相談窓口の拡充

自治体担当者からの不法投棄等に関する相談対応に加え、個人からの不法投棄等に関する相談にも対応できるよう、2017年度は相談窓口の拡充を図るための対応スキーム等を検討する。併せて、2018年度からの相談窓口開設に向けた周知を実施する。

4) 自治体のニーズに応じた対策（今後メニューを確定する対策）

国の方針検討（2017年央予定）を踏まえ、モデル的に支援する自治体を規模別・種類別（不法投棄・不適正保管）に選定し、当該自治体の事業を支援する。なお、具体的な進め方については、以下の事項に関する国の方針決定後に検討する。

- ・未然防止策：自治体が行うパトロール、その他未然防止策への出えんの検討
- ・事案の把握：自治体が行う個別事案の規模や廃棄物該当性の確認調査への出えんの検討
- ・行政代執行の円滑な実施：自治体が行う生活環境保全上の支障の有無の調査への出えんの検討、国による現行の出えん率引き上げニーズの確認

5) 問い合わせ対応及び事業計画の策定

自治体からの問い合わせ対応に加えて、47都道府県・72保健所設置市計119自治体に対し実施する使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査のうち、不法投棄・不適正保管事案について調査を実施し、当該調査結果に基づき2018年度の事業計画を策定する。